

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例施行規則…………… (情報政策課) 1

## 規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第109号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年北海道条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表の規則で定める事務)

**第2条** 条例別表1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定疾患に係る治療研究費の交付
- (2) 特定疾患医療受給者証（特定疾患に係る治療研究費の交付の対象となる患者であることを証する書類をいう。以下この条において「受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 特定疾患に係る治療研究費の交付に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第37条の規定の例による資料の提供等の求めに関する事務
- (5) 受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

- (6) 前各号に掲げるもののほか、受給者証に関する事務
- (7) 特定疾患患者認定書（道内に住所を有する特定疾患の患者であって、特定疾患に係る医療について生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令の規定による国又は地方公共団体からの医療給付を受けていることにより特定疾患に係る治療研究費の交付の対象とならないものであることを証する書類をいう。以下この条において「認定書」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 認定書の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (9) 前2号に掲げるもののほか、認定書に関する事務
- (10) 受給者証と認定書との切換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。  
(住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正)
- 2 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第4条第8項中「次条第22項」を「次条第23項」に改める。  
第5条第25項中「別表第2の25の事項」を「別表第2の26の事項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「別表第2の24の事項」を「別表第2の25の事項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「別表第2の23の事項」を「別表第2の24の事項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項中「別表第2の22の事項」を「別表第2の23の事項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第21項中「別表第2の21の事項」を「別表第2の22の事項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「別表第2の20の事項」を「別表第2の21の事項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「別表第2の19の事項」を「別表第2の20の事項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「別表第2の18の事項」を「別表第2の19の事項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「別表第2の17の事項」を「別表第2の18の事項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「別表第2の16の事項」を「別表第2の17の事項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「別表第2の15の事項」を「別表第2の16の事項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「別表第2の14の事項」を「別表第2の15の事項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「別表第2の13の事項」を「別表第2の14の事項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「別表第2の12の事項」を「別表第2の13の事項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 条例別表第2の12の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定疾患に係る治療研究費の交付の対象となる患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (2) 特定疾患医療受給者証（特定疾患に係る治療研究費の交付の対象となる患者であることを証する書類をいう。以下この項において「受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (4) 第2号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (5) 特定疾患に係る治療研究費の交付に関し難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第37条の規定の例による資料の提供等の求めを行う場合における当該特定疾患の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (6) 特定疾患患者認定書（道内に住所を有する特定疾患の患者であって、特定疾患に係る医療について生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令の規定による国又は地方公共団体からの医療給付を受けていることにより特定疾患に係る治療研究費の交付の対象とならないものであることを証する書類をいう。以下この項において「認定書」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (7) 認定書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (8) 受給者証と認定書との切換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答